

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則
の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集

意見募集期間：令和 7 年 1 月 18 日（土）～同年 2 月 17 日（月）（案件番号：145210424）

意見提出者一覧

意見提出者 3 件（法人：1 件、個人：2 件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人 A
2	個人 B
3	株式会社 N T T ドコモ

No	意見	考え方	修正の有無
全般に関する御意見			
1	○ 差し支えないと考えます。 【個人A】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に関する御意見			
2	○ 当社は、個別の事業者間精算料金の値上げが利用者料金の値上げにただちにつながるものでないという実態を鑑みれば、利用者の利益に重大な影響を与えかねない外国政府等の協定を認可対象とする事業法の趣旨を損なうことなく、認可申請に係る総務省及び事業者の対応コストの削減が見込まれることから、本改正案に賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案に関する御意見			
3	○ 本改正案においては、電気通信事業法施行規則改正案において事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等を事後報告のみとすることに伴い、世界貿易機関加盟国以外の国の事業者との協定の料金を審査基準から除外されたものと理解しております。 ○ 当社は、事業法の趣旨を損なうことなく認可申請に係る総務省及び事業者の対応コストの削減が見込まれることから、本改正案に賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
その他の御意見			
4	○ ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。 ○ 関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることの関して意見する。 ○ 例えば、わざと同和という言葉や「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であ	○ 御意見については、本意見募集の対象外です。	無

	るもの。具体的には「■■■（個人名）は童話関係者（あるいは「B民）」といった「暴露」や、同和地区（被差別部落）や同和地区出身者一般に対する偏見等のジョイ右方を流布したりする行為である。 ○ 当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。 ○ こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消推進法に基づく対応指針「ガイドライン」を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。 ○ その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS 上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。 【個人B】	
--	--	--

以上